

## 八幡市学生消防団活動認証制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、大学院その他これらに類する学校(以下「大学等」という。)に在籍している者又は大学等を卒業した者(以下「大学生等」という。)の就職を支援することを目的として、当該大学生等の消防団活動の功績を認証すること(以下「認証」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 認証の対象となる者は、市内に居住する大学生等(大学等を卒業した者にあつては、卒業の日から3年以内の者に限る。)であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 在学中に本市の消防団員として活動した期間(他の市町村の消防団員として活動した期間がある者については、同期間を合算した期間)が1年以上の者
- (2) 真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した者

### (推薦の依頼)

第3条 認証を希望する者(以下「申請者」という。)は、消防団長に推薦依頼書を提出するものとする。

2 前項の推薦依頼書の提出を受けた消防団長は、この要綱による認証を受ける者として適当と認めるときは、市長に推薦書を提出するものとする。

### (審査)

第4条 市長は、前条第2項の推薦書が消防団長から提出された場合は、その内容を審査し、認証の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査を行うため、消防団長に対し、資料の提出を求めることができる。

### (決定通知書等の交付)

第5条 市長は、前条第1項の規定により認証することを決定した場合は学生消防団活動認証決定通知書を、認証しないことを決定した場合は学生消防団活動審査決定通知書を交付するものとする。

### (認証状等の交付)

第6条 市長は、認証することを決定した者(以下「被認証者」という。)に対して、認証状を交付するものとする。

2 市長は、被認証者の求めに応じて、就職活動時において企業に提出するために必要となる範囲において、認証証明書を随時交付するものとする。

### (認証の取消し)

第7条 市長は、被認証者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を

取り消すことができる。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (2) 認証の根拠となる事実が誤りがあった場合
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被認証者として不適切と判断される行為があった場合

2 認証を取り消された者は、既に交付されている認証状及び認証証明書を直ちに市長に返還しなければならない。

(周知)

第8条 市長は、この要綱による認証について、消防団を通じて市民に周知するものとする。

2 市長は、この要綱による認証について、認証証明書の効果が十分に得られるよう市内の企業に周知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、認証に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。